

岸和田市告示

自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号）第 104 条の規定により告示する。

平成 30 年 12 月 27 日

岸和田市長 永 野 耕 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る市有財産の貸付け

(2) 一般競争入札に付する貸付物件

公募番号	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数	販売品目
18 総体 1	総合体育館	1 階玄関ホール	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 総体 2	総合体育館	1 階玄関ホール	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 総体 3	総合体育館	1 階玄関ホール	1.15 m <sup>2</sup>	1 台	氷菓子
18 総体 4	総合体育館	2 階トレーニング室前	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 総体 5	総合体育館	2 階トレーニング室前	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 総体 6	総合体育館	① 屋外トイレ付近	1.51 m <sup>2</sup>	2 台	清涼飲料水
		② 玄関入口付近	1.51 m <sup>2</sup>		
18 中体 1	中央体育館	1 階玄関ロビー	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 中体 2	中央体育館	1 階玄関ロビー	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 牛運 1	牛ノ口公園 運動広場	バックネット付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 久運 1	久米田公園 運動広場	バックネット付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 葛運 1	葛城運動広 場	入口付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 春運 1	春木運動広 場	管理棟付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 八運 1	八木運動広 場	管理棟付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水
18 葛テ 1	葛城テニス	管理棟付近	1.51 m <sup>2</sup>	1 台	清涼飲料水

	コート				
--	-----	--	--	--	--

(3) 貸付期間

平成 31 年 4 月 1 日午前 0 時から平成 36 年 3 月 31 日午後 5 時まで(貸付期間の更新及び期間の延長は認めない。)

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者又は告示の日から 2 年以内に同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 乳飲料を販売する者（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けなければならないものに限る。）にあつては、当該許可を受けていない者
- (3) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中にある者
- (4) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員に該当すると認められる者
- (7) 国税又は岸和田市税を滞納している者

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第 1 号に掲げる書類を企画調整部企画課まで提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 誓約書兼同意書
- ウ 誓約書（岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）に基づくもの）
- エ 役員名簿
- オ 使用印鑑届
- カ 法人の場合 現在事項証明書又はその写し
- キ 個人の場合 印鑑登録証明書又はその写し  
法人の場合 印鑑証明書又はその写し
- ク 個人の場合 国税に係る納税証明書（納税証明書その 3 の 2）又はその写し

- 法人の場合 国税に係る納税証明書（納税証明書その3の3）又はその写し
- ケ 岸和田市税に係る完納証明書又はその写し
- コ 事業者（会社）概要
- サ 設置する自動販売機に係る商品名、品質、規格、性能等の情報を記載した書類
- シ 前項第2号に該当する者の場合 大阪府食品衛生法条例(平成12年条例第14号)第5条の許可証の写し

(2) 一般競争入札参加申込書等の提出

平成30年12月27日（木）午前9時から平成31年2月8日（金）午後5時30分までに、岸和田市企画調整部企画課（新館2階）まで持参して提出すること（郵送、電話、ファックス、電子メール等は不可）。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格者には、平成31年2月13日（水）午後5時30分までに入札参加資格確認結果通知書及び入札要項を書面により通知するものとし、入札参加を認められなかった者については、その理由を付して入札参加資格確認結果通知書を書面により通知するものとする。

4 募集要項等の閲覧等

(1) 募集要項、入札参加申込書、誓約書兼同意書、誓約書（暴力団排除条例関係）、役員名簿、使用印鑑届、入札書、委任状、質問書及び入札辞退届（以下「募集要項等」という。）は、平成30年12月27日（木）から平成31年2月8日（金）まで岸和田市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(2) 募集要項等に関する質疑は、平成30年12月27日（木）午前9時から平成31年1月16日（水）午後5時30分までに、次の送付先に質問書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。

送付先 岸和田市企画調整部企画課

メールアドレス [gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp)

当該質疑に対する回答は、平成31年1月23日（水）午後5時30分までに、すべての質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載する。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 平成31年2月20日（水）

公募番号18総体1から6まで並びに18中体1及び2 午前9時30分

公募番号18牛運1、18久運1、18葛運1、18春運1、18八運1及び18葛テ1 午前10時45分

※ 入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

(2) 岸和田市役所 西側プレハブ

## 6 入札執行の中止等

やむを得ない事由により入札執行を中止、又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ、又は延期するものとする。

## 7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者のした入札
- (12) 酒気を帯びて入場した者の入札
- (13) 郵送、電話、ファックス又は電子メールによる入札
- (14) 著しい反社会的活動を行う等、明らかに市有財産の契約相手方として相応しくないことが判明した者のした入札
- (15) 前各号に定めるもののほか、募集要項に違反した入札

## 8 入札保証金

本入札に参加を希望する者は、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）第106条の規定により最低貸付料（5年分・税込）の100分の3に相当する額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第108条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

## 9 契約保証金

落札者は、決定貸付料（5年分・税込）に100分の10を乗じて得た額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、財務規則第123条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。なお、落札者は、その納付した入札保証金を全額契約保証金に充当することを申し出ることができる。

## 10 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書作成を要する。

11 契約に関する事項

契約条項は、平成 30 年 12 月 27 日（木）から平成 31 年 2 月 8 日（金）まで（ただし、岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）の間に、企画調整部企画課において掲示する。

なお、岸和田市ホームページにおいても閲覧することができる。

12 その他

詳細については、募集要項を確認の上、入札すること。

13 入札及び契約に関する問合せ先

岸和田市企画調整部企画課行財政改革担当

電話 072-423-9493（直通）

メールアドレス [gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp](mailto:gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp)